



平成 29 年 1 月 21 日

各位

会 社 名	株式会社アデランス
代表者名	代表取締役会長兼社長 根本信男
上場取引所	東証 市場第一部
コード番号	8170
問合せ先	グローバル IR 部長 泉本正明
電話番号	(03) 5366-6591

### 株式併合及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 9 日付け当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式の併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、取締役 2 名の選任に係る議案について本臨時株主総会に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める東京証券取引所市場第一部における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 29 年 1 月 21 日から平成 29 年 2 月 9 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 29 年 2 月 10 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、平成 28 年 12 月 9 日付け当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）についてご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、4,944,658 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

37,246,381 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

37,246,388 株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

28株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、アドヒアレンス株式会社（以下「アドヒアレンス」といいます。）及び当社の代表取締役会長兼社長である根本信男氏以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をアドヒアレンスに売却すること、又は会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成29年2月14日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する当社株式の数にアドヒアレンスによる当社株式、当社の新株予約権（注）及び当社の新株予約権付社債に対する公開買付けにおける当社株式に係る買付け等の価格と同額である620円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

（注）以下の新株予約権を総称して「新株予約権」といいます。

- ① 平成24年6月21日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
- ② 平成25年5月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
- ③ 平成26年5月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
- ④ 平成27年5月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
- ⑤ 平成28年5月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）乃至第10条（単元未満株式の買増し）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものがあります。

また、本株式併合の結果、当社の発行可能株式総数は28株となるところ、かかる点をより明確にするために、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

当該定款一部変更の内容は、平成28年12月9日付け当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生

日である平成29年2月15日に効力が発生するものとします。

3. 第3号議案（取締役2名選任の件）

今後の事業拡大及び経営監督機能の強化を図るため2名を増員し、山本礼二郎氏及び山崎壯氏の選任をお願いしたものです。

4. 株式併合の日程

①	臨時株主総会開催日	平成29年1月21日（土）
②	整理銘柄指定日	平成29年1月21日（土）（予定）
③	売買最終日	平成29年2月9日（木）（予定）
④	上場廃止日	平成29年2月10日（金）（予定）
⑤	株式併合の効力発生日	平成29年2月15日（水）（予定）

以 上